

## 秋田県条例第十一号

秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県標準事務関係手数料徴収条例（平成十二年秋田県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一 法第三条第一項の規定に基づく宅地建物取引業の免許の申請

三万三千円（当該申請を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う場合にあつては、二万六千五百円）

二 法第三条第三項の規定に基づく宅地建物取引業の免許の更新の申請

三万三千円（当該申請を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う場合にあつては、二万六千五百円）

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。